令和５年度

社会福祉法人　北陽会　事業報告

新型コロナウィルス感染症については、全国的にまん延が拡大しており未だに終息の気配が見通せない状況であります。令和５年度には、利用者、職員が感染し、たいへんな状況を乗り越えられたのも、法人職員のご協力があったものと感謝しているところであります。今後におきましても、感染対策に十分留意していきたいと考えております。

令和３年度には、社会福祉法人北陽会施設整備に係る、るべしべやよい苑のグループホーム化等の内容を理事会で承認されました。その後、実施に向け、整備計画の見直し、立案等、現在も継続的に対応、実施に向け検討を重ねている状況にあります。また、他にも事業計画及び予算に基づき、法人並びに各施設・事業所においてほぼ計画通りに事業を実施し、全体の事業所におきまして、職員の努力において事業活動収入を増収することができ、今後の修繕、施設整備等の為に積立資産を積み立てることができましたことをご報告致します。

以下、主な事業等の実施状況について報告いたします。

《事業の実施状況》

事業目標

（１）障がい者支援施設等の改築計画

・生活介護事業所建物（さつき・せいわ）の改築

・共同生活援助事業所（旭荘）の改築計画

・るべしべやよい苑の移転改築計画の検討

令和３年度第２回理事会におきまして、社会福祉法人北陽会　障がい者施設等の改築構想を提案させていただき、当法人の事業所を集約して効率的な運営を行える環境を将来的に整備していきたいと考えております。

令和４年度には、生活介護事業所の新築工事が法人役員、地域住民、ご家族、行政の皆様の厚いご支援をいただき、新築することを可能と致しました。

また、さつき新築に係る、せいわの基本財産処分、土地の売却、せいわの解体撤去工事１８，４５８，０００円の支出により、完了致しました。

また、さつき新築に伴う、借入金については、令和６年２月より、返済開始となり、現在は、順調に返済を行っていることをご報告致します。

令和５年度につきましては、【仮】日中支援型グループホームの創設に対して、令和６年度社会福祉施設整備国庫補助金申請を行い、現在、採択されるかの回答を待っている状況であります。

この事業が採択された場合、るべしべやよい苑の定員減を図り、生活環境の改善の第

１歩を踏み出すこととなり、他の事業についても再編が必要となることから、令和６年度は、こころして対応の準備を進めていきたいと考えております。

令和５年第６回臨時理事会において、【仮】日中支援型グループホーム新築工事実施をお諮りさせていただき、本体工事費、３３６，６００，０００円　実施設計費、４，７３８，８００円　工事監理費、４，００４，８８０円　外構　１０，０００，０００円旭荘の解体撤去費、８，０００，０００円、第２工区開発行為、３，９６０，０００円で借入金、１２９，０００，０００円、自己資金、１８４，８７３，６８０円とし、この整備について、実施することの決議をいただいたところであります。

しかし、旧旭荘の解体撤去費が８，０００，０００円としておりましたが、撤去費用の増額が想定されることなどから、採択された場合には、再度お諮りをさせていただきたいと考えております。

整備の際には、やよい苑の利用定員を４７名から、７名減員し、４０名とし、収益増収を図り、その後のるべしべやよい苑を留辺蘂地区にグル―プホーム化による移転について検討を重ねていきたいと考えております。

（２）整備計画の実現に向けた経営基盤の強化及び経営の効率化、安定化に向けた業務の改善

・安定した経営基盤の確立

・財務の健全化の検討(経営科の統合)

・各拠点の収益増への取り組み

令和４年度からの経営科統合、るべしべ光星苑の隣接地に障がい部門の集約に各事業所を整備することにより、建物の共有、職員のスキルの共有、効率的な職員の雇用など福祉の充実を図っていき、新たな地域と密着した拠点づくりを目的としていきたいと考えております。

そのため、今後の整備に向けた様々な計画を遂行していくためにも、健全な収益及び財政支出の再構築、収入増への取り組み行っていくために、経営改善計画書を作成したところであります。計画の内容の大きなものとして、令和４年度に向け、事務職の人件費の削減、事務の効率化が図れるよう、事務職をるべしべ光星苑法人事務局に集約し、事務処理を一括することとなりました。また、各事業所の職員の適正な人数の把握等、時間外の抑制など令和５年度に引き続き、安定した経営基盤の確率、各拠点の収益増に職員一丸となり取り組みを継続してまいります。

（３）新規事業への取り組みを検討

・相談支援事業所に寄せられる、個々の障がいのある方の二―ズ及び、地域課題を把握し、新たな事業展開を検討

昭和 46 年より、社会福祉法人　北陽会は留辺蘂自治区において、障がいのある方の支援を地域の方に支えられ行ってまいりました。

相談支援を令和３年より、法人事務局に置くことで、情報の集約、障がいのある方のサ―ビス提供に支障がないように、配慮をすることにより、法人の障がい部門の収益増にも

繋げていくということを目的とし、運営して参りました。

令和５年度には、発達障がいのある児童の増加による、児童のサービス開始を目標に準備を進め、留辺蘂地区において、創設されていなかった日中一時支援を併用した放課後児童デイサービスをさつきにおいて共生型として、開始することができました。

現在、４名の児童が利用されており、職員も支援、対応に慣れてきている状況にあります。

今後につきましては、留辺蘂地区における発達障害児の推移、オホーツク圏内の重度障がい児の利用を令和６年度は検討していきます。

また、令和５年より、準備していた、法人後見事業の開始を検討していきます。

（４）福祉人材確保・育成・定着に向けた取り組み

・人材確保

社会福祉の仕事は、「人」が「人」に関わり支えあうという仕事と考えております。

現在、コロナ禍により、社会、経済のさまざま面で大きな打撃を受けておりますが、このような状況下のなか、福祉の仕事は地域にとっても重要な仕事です。

福祉の人材の確保、育成、定着は、法人にとっても経営基盤の「要」であり、重要課題と考えております。

令和５年度は、人材不足による、事業運営の縮小ということに至らないよう、ハローワークの求人掲載等により、人材確保に努めてきました。

しかし、福祉職の確保に際し、他の事業所は、将来を見据え、外国人労働の導入に力を入れていることなど情報を収集し、令和５年１１月２７日開催、第８回臨時理事会において、役員の皆様にお諮りさせていただき、令和６年度　外国人２名の雇用を決議いただいたところです。

今後、施設整備と同様に、職場の人材の育成について、職場環境、研修体系の整備、資格取得支援を継続的に誰もが長く働き続けられるよう、資質向上を継続的に目指していきます。

（５）非常災害等の事業継続について

・自然災害、新型コロナ感染症等の際の対応

自然災害及び新型コロナウィルス等の感染症が発生した場合、通常どおりに業務を実施をすることが困難になることが想定されます。

また、福祉サービスが困難になることは、利用者の日常生活、健康管理、さらには、生命の維持に直結することから、令和３年度は、サービスの提供の維持・継続の必要性に対し、各事業所において業務継続計画を策定が完了し、令和６年度は、災害と同様に感染の際に、円滑に対応できるよう訓練を行っていきたいと考えております。

今後も、職員が災害及び感染症の蔓延の際の対応に意識を持てるよう検討を重ねてまいります。